

# 税務署からのお知らせ

## 申告・納付期限と振替納税の利用について

確定申告による申告・納付期限および振替日は、次のとおりです。

### ○所得税及び復興特別所得税

申告・納付期限 3月16日(月)

振替日 4月20日(月)

### ○消費税及び地方消費税

申告・納付期限 3月31日(火)

振替日 4月23日(木)

現金で納付される場合は、納期限までに現金に納付書を添えて、お近くの金融機関(日本銀行歳入代理店)または住所等在所轄の税務署の納税窓口で納付してください。

また、e-Taxを利用すれば、自宅や事務所などからインターネット等を利用して電子納税することができます。

その他、振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。納税のために金融機関または税務署に向く必要もなく、預貯金残高を確認しておくだけで納付手続を済ませることができ、大変便利で確実な納付方法ですので、ぜひご利用ください。

## 確定申告と納税は正しくお早めに

申告相談会場は、特に所得税及び復興特別所得税の確定申告期限(3月16日(月))間近になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告書はできるだけ自分で作成し、お早めに提出してください。申告書は郵便や信書便による送付で提出することもできます。

## 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って、金額等を入力すれば税額などが自動計算され、消費税及び復興特別所得税の申告書などを作成できる便利なシステムです。また、作成したデータは、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」を利用してインターネットで自宅や事務所などから送信することができますので、申告書の作成には、ぜひ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

## 公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

平成23年分以降の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には所得税の確定申告は必要ありません。  
※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

また、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

## 復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納税をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

## 個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告について

消費税の課税事業者に該当する個人事業者の方は、3月31日(火)までに平成26年分の「消費税及び地方消費税の確定申告書」を作成して所轄の税務署に提出するとともに、その消費税額及び地方消費税額を納付してください。

## 平成26年分において課税事業者となる個人事業者の方

- ① 平成24年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
- ② 平成24年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成25年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
- ③ ①②に該当しない場合で、平成25年1月1日から平成25年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1千万円を超える事業者

なお、特定期間における1千万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。  
(注) 事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

